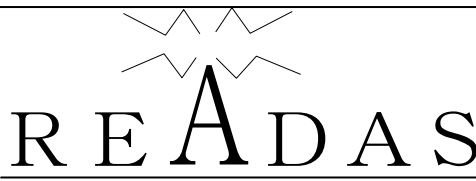


第 5749 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2017年)平成29年 7月 7日 金曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 個人事業者が親族に支払う地代家賃等

**Q**：個人事業者ですが、親族に地代家賃を払う場合は、経費になる場合とならない場合とがあると聞きました。どのようなになっているのですか？

**A**：次のようになっています。

**【解説】**

所得税では、親族に支払う地代家賃等の取り扱いは、生計が一かどうかによって次のように取り扱われることとなっています。

生計を一にするとは、日常の生活の資を共にすることをいいます。

会社員、公務員などが勤務の都合により家族と別居している又は親族が修学、療養などのために別居している場合でも、①生活費、学資金又は療養費などを常に送金しているときや、②日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には他の親族のもとで起居を共にしているときは、「生計を一にする」ものとして取扱われます。

①必要経費になる場合

事業主と生計を一にしていない親族に支払った賃料は必要経費になります。また、親族が受け取った賃料は親族の不動産所得の収入金額になります。

②必要経費にならない場合

事業主と生計を一にしている親族に支払った賃料は必要経費にならないとともに、賃料を受け取った親族の収入金額にもなりません。ただし、親族が所有する建物等の固定資産税や減価償却費等の費用のうち事業部分は必要経費になります。

